2　表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d)　関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって第七条3の規定に従って留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＩＳＩＣ」とは、全経済活動の国際標準産業分類（統計文書Ｍ第四号―Ｒｅｖ・四、国際連合経済社会局、ニューヨーク、二千八年）をいう。

(b)　「ＪＳＩＣ」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

日本国の表

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　アルゼンチン共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置	

二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 概要　日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

三	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	最恵国待遇（第三条） 概要　日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　航空 (b)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）
現行の措置	

四	
分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五	
分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六	
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 概要　日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七	
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業